

合同講義の実施基準

合同講義の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

1. 共通科目は合同講義を認める。
2. 専門基礎科目及び専門科目で合同講義が実施可能な内容については、制度委員会が別に定める。
現在、合同講義が実施可能な内容（救急・集中ケア関連、がん関連）は、下記 URL 参照
http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/educ_inst_approval_cn#cn_curriculum
3. 演習科目で教育上効果があると判断される教育内容は合同講義を認める。
例：チーム医療に関する内容、プレゼンテーション
4. 上記 1. ～3. 以外で合同講義を実施する場合は、認定看護師教育基準カリキュラムの時間外において実施する。